

にいがた市感謝大賞に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広く市民に明るい希望と活力を与えるとともに、新潟市の名を高めることに特に顕著な功績のあったものを表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 市長は、前条の趣旨に照らして特にふさわしいと認める個人又は団体に対してにいがた市感謝大賞を授与し、これを表彰することができる。

2 前項の規定による表彰(以下「表彰」という。)は、市内に居住し、または市にゆかりの深いものに対して行う。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、市長が表彰状及び楯を授与して行う。この場合において、副賞を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、随時行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月19日から施行する。